



コロナワクチン接種のスピードが加速していますね。コロナの撲滅と経済の回復を願うばかりです。

このニュースレターは、電子入札用 IC カード購入をして頂いたお客様、当社とお取引のあるお客様、私と名刺交換して頂いた方へお送りしています。

IT 関連の情報やニュース、気になる製品等をお伝えいたします。お気軽にお読みください。  
宜しければ社内回覧などして頂くと励みになり、嬉しくなります。

## 今すぐアンインストールすべき Windows のプログラム！

PC にインストールされているソフトウェアで、時代遅れになったものもあれば、Windows のブロータウェア、悪意のあるソフトウェア、PC から削除してさしつかえないガラクタ同然のものもあります。不要なソフトを放置せず、アンインストールしたほうが良いソフトをご紹介します。



### 1. QuickTime

QuickTime は Apple 製のビデオプレーヤーです。macOS では現在も有効なプログラムですが、Apple は 2016 年以降、Windows 版をサポートしていません。

QuickTime の代わりに欲しいときは、VLC を使用したほうが良いでしょう。

### 2. Adobe Flash Player - Shockwave Player

Adobe Flash Player は、2021 年 1 月時点でサポートが終了しました。PC に既にインストールされている Flash はアンインストールする必要があります。

### 3. Java

電子入札も Java を使わなくなりました。アンインストールしても、問題ありません。

### 4. Microsoft Silverlight

Silverlight は、互換性があるという理由で Internet Explorer でのみ公式にサポートされていますが、Internet Explorer は Windows 10 のごく一部でしか使用されていません。Silverlight をアンインストールしても大丈夫でしょう。

### 5. ツールバーとブラウザ拡張機能

プログラムリストで、Bing バー、Google ツールバー、Ask ツールバー、Yahoo! ツールバー、Babylon ツールバーがあるかどうか確認し、見つけたものはすべてアンインストールしてしまいましょう。

アンインストールが済んだら、ブラウザにインストールされている拡張機能を確認してください。信頼できる拡張機能でも怪しい会社によって販売されていることがあるので、そこにあるすべてのものを確認するようにしましょう。

### 6. メーカーがプレインストールしたブロータウェア

PC に製造元から大量のジャンクプリインストールされている可能性があります。

特に、HP、Dell、東芝、富士通、NEC、Lenovo などの PC にはありがちな問題です。どれも Windows が機能するために必須のものではないので、こうした不要なプログラムは削除してしまいましょう。

### 不要なプログラムはアンインストールする

上記に挙げたプログラムは、もう役に立たなくなったものばかりです。もしアンインストールした後でまた必要になったとしても、いつでも再インストールできます。

「設定」→「アプリ」→「アプリと機能」よりアンインストール（削除）できます。

～ Wi-Fi ルーターは「たまに再起動」が必要。その適切なタイミングとは？ ～



Wi-Fi を導入している家庭は珍しくありませんが、LAN に必須の「ルーター」(Wi-Fi アクセスポイントを兼ねる場合は Wi-Fi ルーター) はよくわからない、導入したあとはそのまま放置、というケースが少なくないようです。とはいえ、大半の製品はときどきメンテナンスしたほうがいいでしょう。メンテナンスが必要になる場面としては、ルーターに接続する機器を入れ替えたときが挙げられます。

これは、ノート PC やスマートフォンなど Wi-Fi 経由で接続するデジタル機器についても同じこと。ルーターが接続対象として把握している機器が増減した場合は、メンテナンスなしでは通信トラブルが起こるかもしれません。

通常、システムが一定間隔で更新しますが、なんらかの原因で更新に失敗すると、確実に接続されているはずなのに通信できないといった問題が生じます。

この ARP キャッシュを手動で更新するシンプルかつ効果的な方法が、システムの再起動です。パソコンやスマートフォンと比べると、ルーターやスイッチングハブなどネットワーク機器は ARP キャッシュの更新間隔が長めですから、**急いで問題解決したければ再起動を試してみましょう。**

～ 7月6日から“送りつけ商法”すぐ捨ててOKに！ ～

特定商取引法が改正されました 

令和3年7月6日以降

一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能に!!



注文していないのに  
あなた宛てに届いた商品

**一方的な送り付け行為への対応3箇条**

**その1：商品は直ちに処分可能**

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

**その2：事業者から金銭を請求されても支払不要**

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払は不要です。事業者から金銭の支払を請求されても、応じないようにしましょう。

**その3：誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談**

一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。対応に困ったら、消費者ホットライン188へ相談しましょう。

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」に御相談ください。身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

消費者ホットライン ☎ (局番なし) 188 

特定商取引法の改正で7月6日から、いわゆる「送りつけ商法」に対するルールが変わることを周知しているもの。

「送りつけ商法」とは、注文していない商品を一方的に送り付け、断らない場合は買ったものとみなして代金を請求する手口のこと。

送られてくる物は、チラシにも書かれているカニなどの海産物や健康食品など様々。

去年は、政府が布マスクを配布したことを真似て、関係のないマスクを勝手に送り付ける手口が現れ、注意が呼びかけられた。

「送りつけ商法」で買った覚えのない商品を受け取ってしまったら、これまでは14日間保管しなければならず、そののち処分してよいとされていたが、7月6日以降の注意点は次のようになる。

一方的な送り付け行為への対応3箇条

- その1：商品は直ちに処分可能
- その2：事業者から金銭を請求されても支払不要
- その3：誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

もしも覚えのない商品の代金を払ってしまった場合は、消費者ホットライン(局番なし電話番号188)に相談してください。

～ 編集後記 ～

最近の流行で花手水の神社が増えてきました。太宰府天満宮、筥崎宮、宮地嶽神社が有名です。福岡市近郊では竈門神社(太宰府市)、宇美八幡宮(宇美町)、春日神社(春日市)、現人神社(那珂川市)が花手水を公開されています。個人的には現人神社の鮮やかな花を使った花手水が気に入りました。コロナ規制で遠出はできません。近場で三密を避けて楽しい事を探して生活に潤いを!!

記 奥村

